

#### 4 都市機能誘導区域の区域内における誘導施設の休廃止の届出

都市機能誘導区域（別紙図面を参照）の区域内において、**誘導施設の休止又は廃止**を行う場合には、都市再生特別措置法第108条の2第1項に基づき、**工事に着手する30日前まで**に市長への届出が必要です。

※表 都市機能誘導区域の設定地区

拠点名	地区名
都市拠点	西条駅周辺地区
地域拠点	八本松駅周辺地区、西高屋駅周辺地区、中黒瀬周辺地区、河内駅周辺地区、安芸津駅周辺地区
特定機能拠点	東広島駅周辺地区、寺家駅周辺地区、広島大学周辺地区

##### 【休止と廃止について】

- 休止：誘導施設の再開意思があるものを示します。
- 廃止：誘導施設の再開の意思がないことを示します。

##### (1) 対象施設（誘導施設）、対象地域

- 届出の対象となる誘導施設は、表の「対象施設（水色着色）」です。
  - 対象施設（誘導施設）の休止又は廃止を、表の「丸印（黄色着色）」のある都市機能誘導区域の拠点地区の区域内（拠点地区の内訳は、右ページを参照）で行う場合に、届出が必要となります。
- ※届出の必要性の有無は、事前に都市計画課（電話 082-420-0954）までお問合せください。

表 誘導施設

機能	対象施設（誘導施設）	都市機能誘導区域が設定される拠点※			備考
		都市拠点	地域拠点	特定機能拠点	
医療	病院	○	○	○（寺家駅）	20床以上の入院施設を有するものに限る
福祉	地域包括支援センター	○	○		
	総合福祉センター	○			
	地域福祉センター		○		
商業	大規模商業施設	○			店舗面積10,000㎡以上
	スーパーマーケット	○	○	○	店舗面積1,000㎡以上
	ドラッグストア	○	○	○	
子育て	保育所、幼稚園、認定こども園	○	○		
文化交流	ホテル	○		○（東広島駅、広島大学）	集会機能（会議室等）又は商業機能（飲食店や小売店等）を有するものに限る
	劇場、ホール	○			
	美術館、博物館	○			
	図書館	○	○		
	地域センター、生涯学習センター	○	○		
行政	官公庁施設	○	○		

##### (2) 提出書類

- 届出書（様式7）
- 添付書類は、不要です。